

請求棄却の反動 判決を弾劾する！！

サンケイ新聞デマ記事事件 名誉・損害・謝罪広告要求等裁判

十月二十六日、東京地裁民事第三三部裁判長・塩崎は、動労千葉がサンケイ新聞を相手どって、名誉・損害賠償ならびに謝罪広告掲載を求めて提訴していた請求に対し、これを棄却する反動判決を下した。この裁判は、動労千葉への政治的弾圧としておこなわれた家宅捜索について、サンケイ新聞が、「今回の捜索で一連のグリラ事件に千葉動労が関与していた事はつきりしたわけで、職場規律の確立を進めている国鉄に大きなショックを与えている」なるデマ記事を掲載したことに對し、訴えをおこしていたものである。

判決内容は、始めから「棄却」の結論だけが存在していたとしか考えられないでたため極まりないものである。判決文において、裁判長塩崎は、「『グリラ事件に關与していた』事実については、これを事実として認めるに足りる証拠はないから、いわゆる真実性の証明はないといわざるをえない」（サンケイ新聞の記事は、）労働組合である原告が、……グリラ事件に關与していたような印象を讀者に与える余地があることは明らかで、このことにより、一応原告の社会的評価はき損されたといふべきである」と、当然にも、サンケイ記事が「真実性の証明のない」デマ記事であり、名誉・損害に於けることを認めざるを得ないのである。にもかかわらず、結論は「棄却」なのだ。こんな目茶苦茶な判決がどこにあるのか！

その理由としてこじつけられた論理は、「公共の利害に關する記事」の場合は、他人の名誉をき損しても、さらに事実の真実性が証明されなくても、記者が「真実と信じるに相当する理由」があれば違法ではないというのである。こんなでたらめな論理が、今だかつてあったであろうか。これは百パーセント、「棄却」するための苦しまぎれのこじつけにすぎない。他人の名誉をき損せず、真実すら証明されていないような記事が、いったいどうして「公共の利害」を守ることができるのか。こじつけのためのこじつけでしかない。

さらに、真実と信じるに相当する「理由」なるものが、またもや、とんでもないでたらめの罷列なのだ。いわく、「警戒体制が敷かれる直前に実行された」「ケーブルが的確に狙われた、迂回ルートも切断された」「発火装置の寸法が溝にびったりだった」「テルミットが発火装置につかわれている……」。これらは、「凶面等によって知るにせよ、国鉄内部の者の方が部外者よりはるかに容易にできるはず」というのだ。一読して明らかかとおり、ならべたてたこれらのことのどこが「信じるに相当する理由」なのか全く意味不明である。その他残りの根拠としてあげられているのは、この間十年以上にわたってさんさん宣伝されてきた「動労千葉」中核」なるデマキャンペーンの新聞の切りぬきだけである。

そして結論は、「一応それぞれが、原告の関与を推量させる方向に働く要素となる事実であることは疑いえない」というのだ。あまりにもでたらめな判決であるがゆえに、あいまいな表現を二重三重にかぶせた結論にならざるをえないのだ。

われわれは、サンケイ側は権力側の主張を、その言葉すらほとんど変えることなくひきうつしただけの反動判決を徹底的に弾劾するものである。公判廷においても、おいつめられ、「証言拒否」の憲法違反をせざるを得なかったのは、サンケイ新聞社会部次長・島崎ではないか。

われわれは、この反動判決を、動労千葉が分割・民営化にも屈せず「四・一體制」に對し真向うから闘いぬいでいることに對する反動攻撃として受けとめ、全面的に對決し、断固として闘いぬく決意である。

家族とろって 団結祭典

千葉市弁天小学校
11月3日・9時30分開会



11月3日は、JR東日本が鉄道労働・松崎と一体となり運動会を設定しています。差別・選別・首切りを強制する奴らを許さず、団結破壊を粉碎し、労資一体の腐りきった運動会に負けぬ、労働者の団結祭典の成功させましょう！